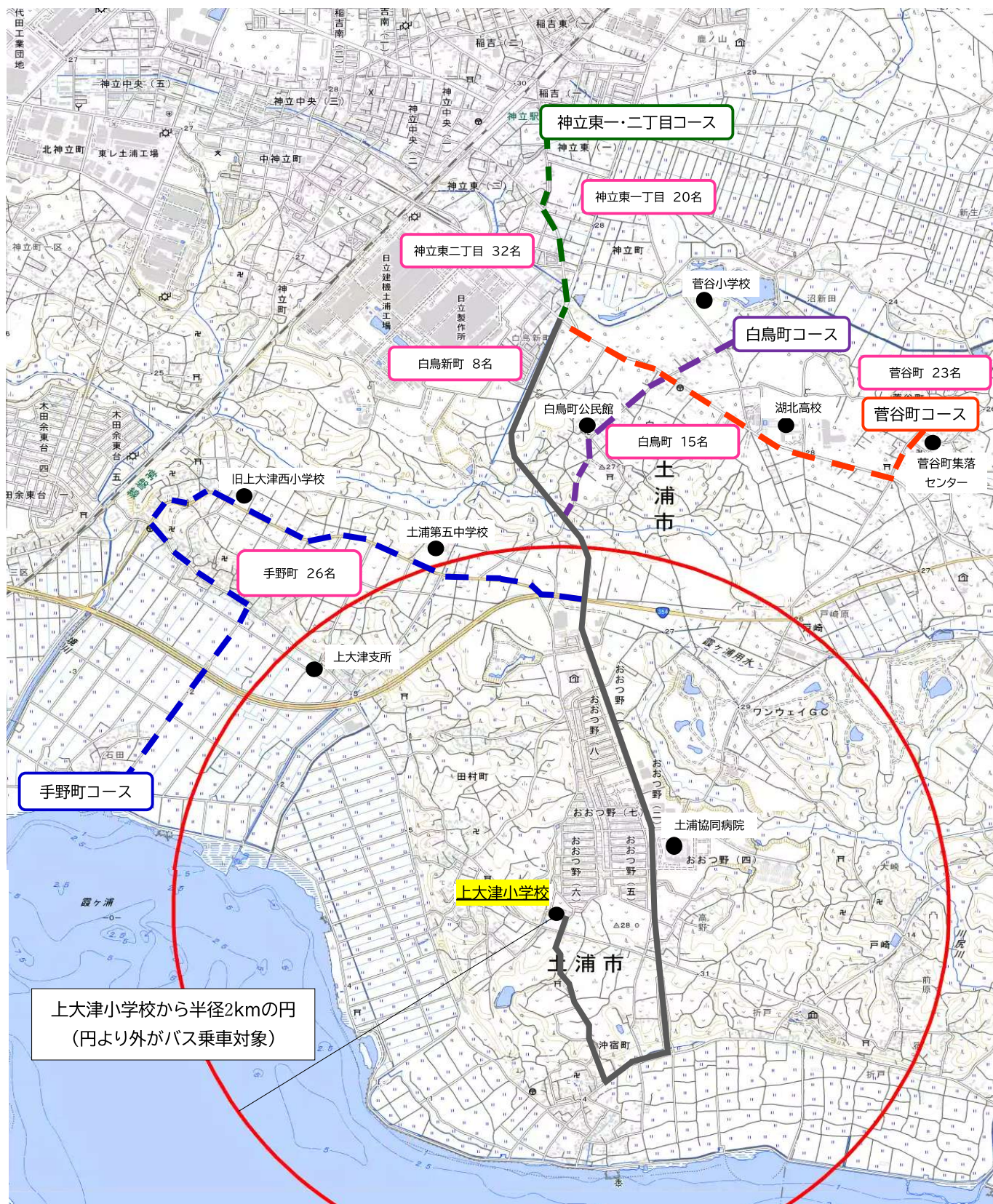


上大津小学校通学バス運行ルート概要 (令和6年10月時点)



※1 黒線部は各コース共通のルートを示す。
 ※2 地区ごとの人数は、令和10年4月の居住児童数(見込)

土浦市立小学校通学バス運行基本方針について

学 務 課

1 制定の趣旨

市立小学校（以下「小学校」という。）に通学する児童の登下校の際の安全確保、及び通学路の距離や通学に要する時間等により、登校後の学校生活への影響を考慮し、通学支援が必要な小学校に通う児童の負担解消に資するために実施する、市立小学校通学バス（以下「通学バス」という。）について、その運行に係る基本方針を定めるものです。

2 制定の概要

（１）通学支援が必要な小学校の次のいずれかに該当する小学校とする。

ア．児童の通学に際し、小学校までの距離が遠い等の理由により、以前から通学にバスを利用している小学校

イ．「土浦市立小学校適正配置実施計画」に基づく統合により、通学距離が遠距離となることから、児童の支援策としてバスを運行する小学校

（２）通学支援が必要な小学校に通学する児童で、通学バス利用の対象となる児童は次の各号のいずれかに該当する児童とする。

ア．通学すべき学区の小学校から、直線距離で２キロメートル以上離れた場所に居住する児童

イ．通学すべき学区の小学校から、直線距離で２キロメートル未満の場所に居住するが、前号に定める児童と通学班が一緒であり、教育長が、通学バスを利用することが妥当と判断した児童

ウ．通学の安全上、教育長が通学バスで通学すべきと判断した児童

（３）児童の居住する場所が通学する小学校から直線距離で２キロメートル以上離れた地区内であっても、当該小学校がその児童が本来通うこととされる小学校以外の小学校である場合には、通学バス利用の対象となる児童とはみなさない。

（４）通学バスの運行経路、停留所、運行時間及び運行回数については、教育委員会が道路事情などを考慮した上で定めるものとする。

（５）通学バスについては、利用する児童の保護者負担は無料とする。

（６）通学バスは、民間事業者に委託して実施するものとする。

（７）通学バスの運行については、教育委員会が別に定める運行管理要綱の規定に基づき実施するものとする。